

# 《緑地協定制度》

平成26年10月

■大津市都市計画部公園緑地課■

## 1.主旨

緑地協定制度は、住民の方々が自らの手で、緑豊かな潤いのある街づくりを進めるためのものです。守るべき街の緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決め、自然環境の保全や美しい街並みの創出を図ります。

都市における緑とオープンスペースを確保するには、国や地方公共団体の施策のみならず、住民による自主的な緑地の保全および緑化への努力が不可欠です。緑地協定制度は、住民自身による緑地の保全および緑化の意志を法的に位置付けています。

## 2.制度の概要

都市緑地法※(第 45 条、第 54 条)に基づく制度で、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結します。協定を締結した後に、当該区域内の所有者等になった者に対してもその効力が及ぶという特別な効力（承継効）が認められています。

※都市緑地法(改正前 都市緑地保全法)は平成 16 年 12 月に一部改正されました。

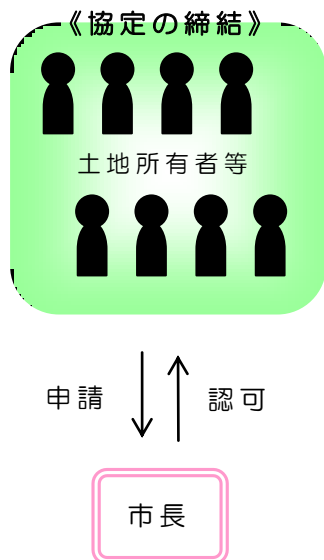
### ● 45 条協定：全員協定ともいいます。

- ・ 既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けます。

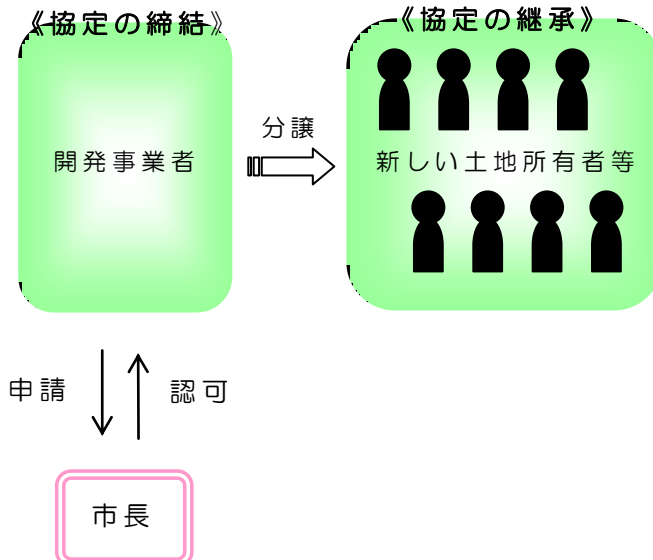
### ● 54 条協定：一人協定ともいいます。

- ・ 開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めます。3 年以内に複数の土地の所有権等が存在することになった場合に効力を発揮します。

### 45 条協定



### 54 条協定



### 3.協定の内容

協定では、以下の内容を定めなければなりません。

i) 緑地協定の目的となる土地の区域

ii) 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

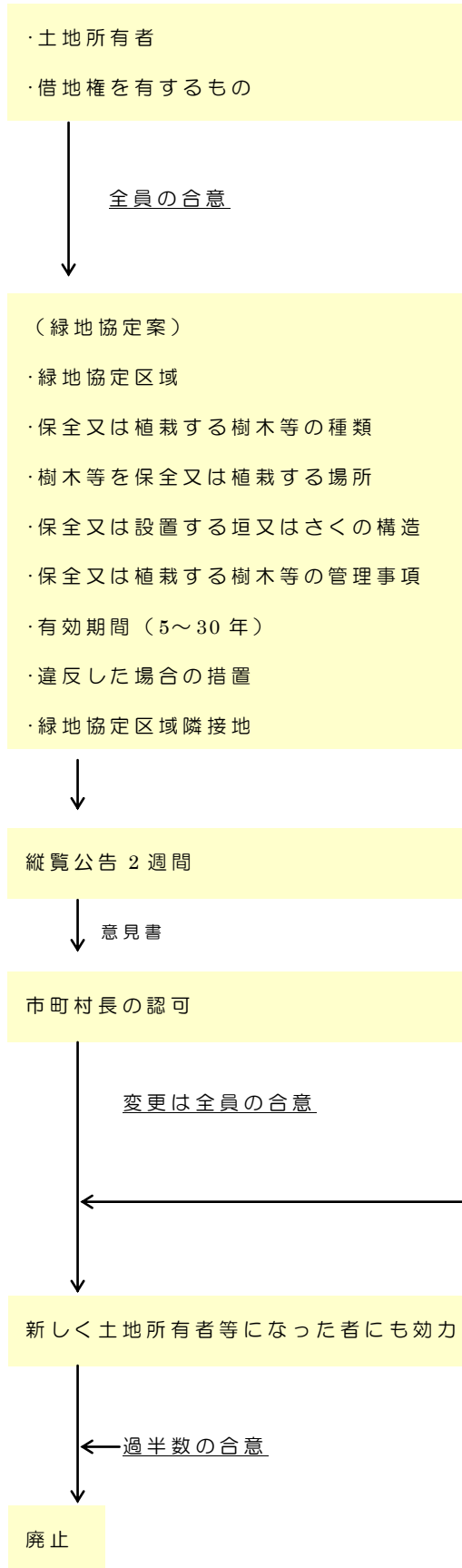
- ・ 保全又は植栽する樹木等の種類
- ・ 保全又は植栽する樹木等の場所
- ・ 保全又は設置する垣又はさくの構造
- ・ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
- ・ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

iii) 緑地協定の有効期間（5年以上30年未満）

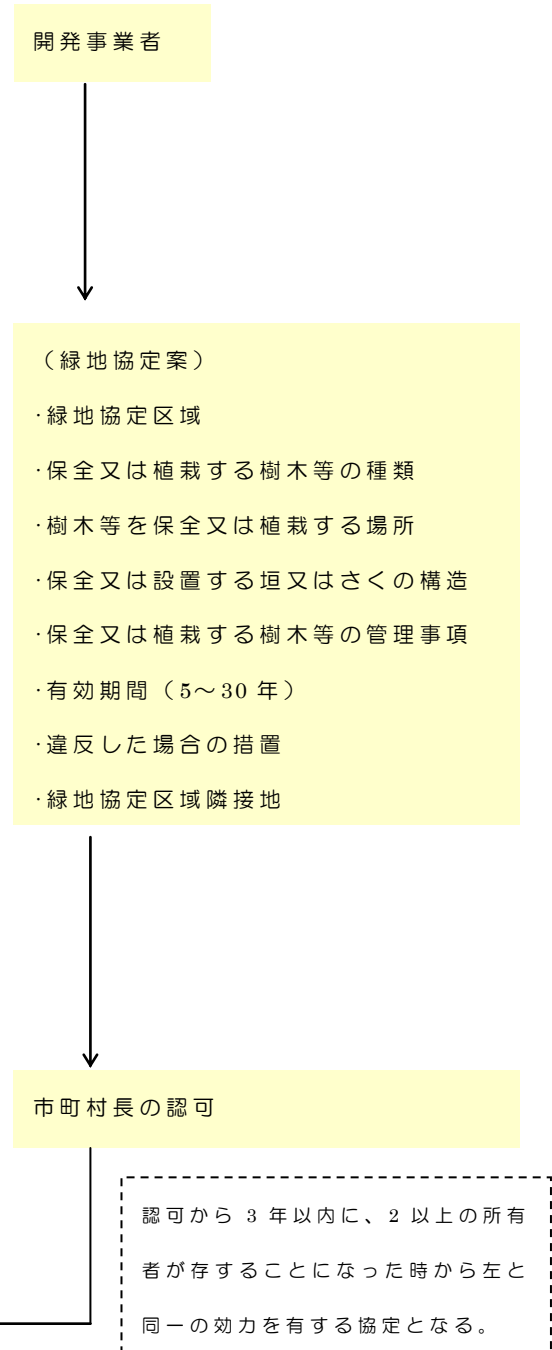
iv) 緑地協定に違反した場合の措置

## 協定締結の流れ

### (1) 第 45 条に基づく場合



### (1) 第 54 条に基づく場合



提出書類様式等

## 緑地協定の認可申請の手続き要領

### ★連絡先窓口

〒520-8575 大津市御陵町 3-1

大津市役所 都市計画部公園緑地課 建設係

Tel 528-2784 / Fax 525-7052

必要書類(正副2部)		
1	緑地協定認可申請書	
2	緑地協定書	
3	緑地協定の締結の理由書	
4	協定区域の位置図(大津市市域図 1/2500)	
5	協定の目的となる土地の区域を示す図面 (緑地協定区域図、区画割図)	
6	緑化に関する基準を示す図面	
7	用途地域図	
8	土地利用計画図	
9	土地所有権等全員の住所・氏名の一覧及び協定に関する 合意を示す書類	
10	上記の者全員の印鑑登録証明書	
11	土地の登記簿謄本	
12	公図等の地番図	
13	地番面積表(協定締結地の面積根拠)	
14	委任状(申請手続き等を代理者が行う場合)	
15	申請者が、緑地協定をしようとする者を代表するもので あることを証明する書類	

※A4フラットファイルに綴じて、タイトルをつけて提出して下さい。

## ★ 手続きの流れ

### 1 事前協議

必要書類(写しでよい)一式を正副 2 部提出してください。

↓

### 2 書類の訂正等、指摘事項の処置

↓

### 3 本申請

(審査後、書類の訂正・指摘事項の処置)

↓

### 4 緑地協定書の公告縦覧

(1 人協定の場合を除く)

↓ (2 週間)

### 5 認可(公告)

## 緑地協定認可申請書

下記のとおり緑地協定をしたいので、都市緑地法第 45 条  
第 4 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

大津市長 様

申請者 住所  
(代表者) 氏名  
電話

緑地協定の概要	(1) 区域の地名、 地番	
	(2) 緑化に関する 協定事項	緑化の敷地割合、種類、位置、管理に関する基準
	(3) 有効期間	別紙協定書通り
	(4) 違反があった 場合の措置	別紙協定書通り
(5) 協定締結地の面積		m <sup>2</sup>
(6) 用途地域		
(7) 土地の所有者等の 人数		



## 緑地協定認可申請書

下記のとおり緑地協定をしたいので、都市緑地法第 54 条  
1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

大津市長 様

申請者 住所  
(代表者) 氏名  
電話

緑地協定の概要	(1) 区域の地名、 地番	
	(2) 緑化に関する 協定事項	緑化の敷地割合、種類、位置、管理に関する基準
	(3) 有効期間	別紙協定書通り
	(4) 違反があった 場合の措置	別紙協定書通り
(5) 協定締結地の面積		m <sup>2</sup>
(6) 用途地域		
(7) 土地の所有者等の 人数		

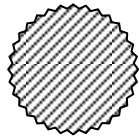
(参考)

## 緑化基準書

敷地内の緑化率は、高木、低木、地被植物等の樹木による緑被面積を以下の基準により算出し、表すものとする。

### 1. 高木、低木が単独で植栽されている場合

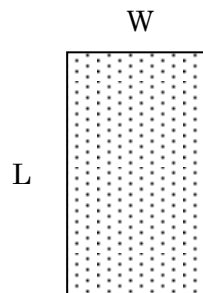
高木 1 本あたり 10m<sup>2</sup>、低木 1 本あたり 0.5m<sup>2</sup> で計算する



※ 高木は植栽時に高さ 2m 以上、  
成木時に高さ 4m 以上になる  
ものとする

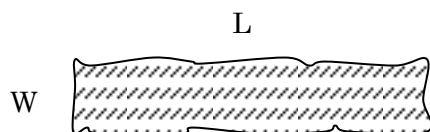
### 2. 芝、地被植物で覆われている土地

延長×幅 (L×W)

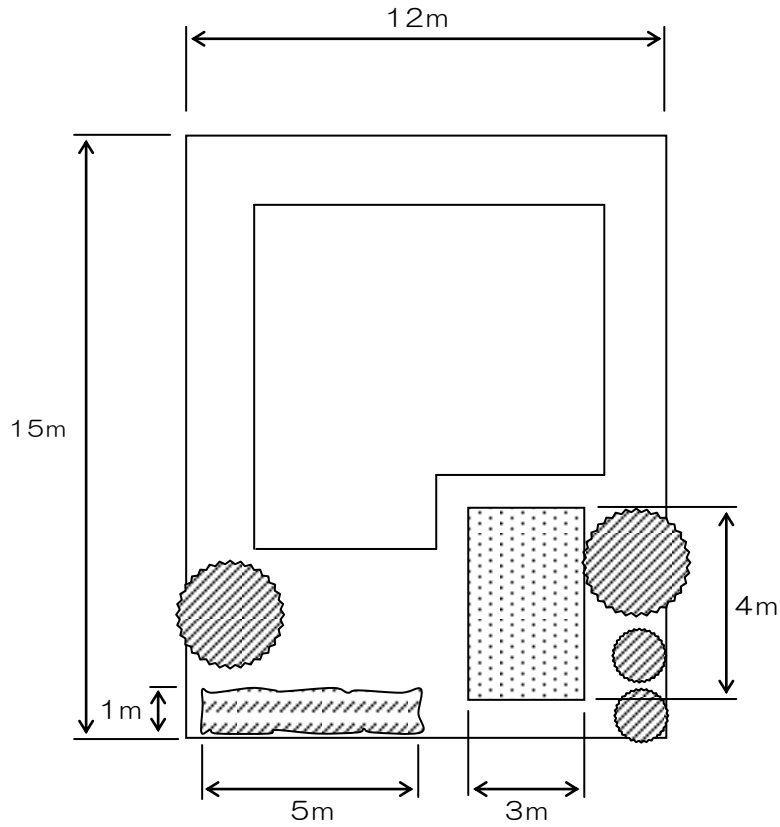


### 3. 生垣

延長×幅 (L×W)



(計算例)



敷地面積	12m×15m	180m <sup>2</sup>	…①
高木	2本×10m <sup>2</sup>	20m <sup>2</sup>	…②
低木	2本×0.5m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>	
生垣	5m×1m	5m <sup>2</sup>	
芝(地被植物)	3m×4m	12m <sup>2</sup>	
合計(緑地面積)		38m <sup>2</sup>	…③
<b>緑化率</b>			
③÷①×100	38÷180×100	<b>21.1%</b>	
(高木割合②÷③)	(20÷38)	(52.6%)	

## 緑地協定の変更申請の手続き要領

### ★連絡先窓口

〒520-8575 大津市御陵町 3-1

大津市役所 都市計画部公園緑地課 建設係

Tel 528-2784 / Fax 525-7052

必要書類(正副 2 部)		
1	緑地協定変更申請書	
2	変更前の緑地協定認可書(写し)	
3	緑地協定書	
4	緑地協定の締結の理由書	
5	協定区域の位置図(大津市市域図 1/2500)	
6	協定の目的となる土地の区域を示す図面 (緑地協定区域図、区画割図)	
7	緑化に関する基準を示す図面	
8	用途地域図	
9	土地利用計画図	
10	土地所有権等全員の住所・氏名の一覧及び協定に関する 合意を示す書類	
11	上記の者全員の印鑑登録証明書	
12	土地の登記簿謄本	
13	公図等の地番図	
14	地番面積表(協定締結地の面積根拠)	
15	委任状(申請手続き等を代理者が行う場合)	

※3～15については、変更内容に該当する書類のみ提出が必要

## 緑地協定変更申請書

下記のとおり緑地協定の変更をしたいので、都市緑地法第 48 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

大津市長 様

申請者 住所  
(代表者) 氏名  
電話

緑地協定の概要	(1) 区域の地名、 地番	
	(2) 緑化に関する 協定事項	
	(3) 有効期間	
	(4) 違反があった 場合の措置	
(5) 協定締結地の面積		
(6) 用途地域		
(7) 土地の所有者等の 人数		
(8) その他変更しよう とする事項		